

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の電気自動車充電インフラを整備し、電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される温室効果ガス等を削減することを目的とし、電気自動車用充電設備の導入を行う町内の店舗、工場、集合住宅等の事業者に対し、予算の範囲内において、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等を充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 普通充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有し、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 急速充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有し、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをい

う。

(5) 事業所等 事業所、事務所、診療所、工場、店舗、駐車場、集合住宅等をいう。

(6) 一般利用 充電設備が設置されている事業所等に対する利用目的を持たない者が当該充電設備を利用でき、かつ、当該充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできるものをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、一般社団法人次世代自動車振興センターが充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機器として指定し公表している充電設備で未使用のものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備を購入し、町内に設置する者のうち、申請時において次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町内で事業を営む、若しくは営むことを予定する個人若しくは法人であること又は町内に存する、若しくは建築を予定している集合住宅を管理する個人若しくは法人であること。

(2) 集合住宅を除く事業所等にあつては、その営業又は稼働時間が原則週20時間以上あること。ただし、一般利用を可能とした時間が週20時間以上ある場合は、その限りでない。

(3) 補助対象設備を設置する事業所等を第三者が保有する場合は、当該事務所等を保有する全ての者又は建物の所有者によって構成される団体から事業実施の同意を得ていること。

(4) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請の同意が取れていること。

(5) 一般利用を可能とした補助対象設備を設置する場合は、補助対象設備を設置する事務所等の名称、所在地、補助対象設備の種類その他必要と認める事項について町が公表することに同意していること。

(6) 次に掲げる者でないこと。

- ア 徴収金（東郷町税条例（昭和 38 年東郷町条例第 10 号）第 2 条第 2 号で定める町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納している者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者
- ウ 国及び地方公共団体
- エ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- オ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- カ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- キ 材料置場、倉庫等の資材を保管する場所等又は仮設事務所等の長期的な補助対象設備の設置に適していない場所に補助対象設備を設置する者
- ク その他補助対象設備の設置場所として町長が適当でないと判断した場所に補助対象設備を設置する者

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に要する費用であって、消費税及び地方消費税を控除した額とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金を申請できる補助対象設備の数の上限は、1 事業所等につき 1 年度当たり 3 基までとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に

補助金の交付を申請しなければならない。

2 補助金の交付を申請する場合には、補助対象設備に係る設置工事の着工14日前までにあらかじめ東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げる書類
- (2) 工事契約書又は売買契約書の写し
- (3) 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- (4) 建物所有者の同意書（申請者と建物等の所有者が異なる場合のみ）
- (5) 住民総会での決議を証する書類又は理事会で合意されたことを証する書類（分譲されている集合住宅に補助対象設備を設置する場合のみ）
- (6) 設置する補助対象設備の型式、型番、出力等の規格がわかる書類
- (7) 補助対象設備を設置する場所の位置図及びカラー写真
- (8) 工事計画平面図（補助対象設備の設置場所が分かり、敷地内の位置関係が分かるもの）
- (9) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、毎年4月1日（この日が東郷町の休日を定める条例（平成元年東郷町条例第27号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の最初の休日でない日）を初日として先着順に受け付けるものとする。ただし、当該年度内に第10条に規定する補助金の交付額の確定ができない日程にあるものについては、これを受け付けない。

4 町長は、交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申請を受理しないことができる。

5 町長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとし、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

6 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第3）により申

請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条第5項の規定により通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、あらかじめ東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書（様式第4）にその変更内容の分かる書類を添え、町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な内容の変更をするときは、この限りでない。

2 補助対象設備の購入及び設置（以下「補助対象事業」という。）を中止する場合は、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金申請取下げ申出書（様式第5）により町長に申出なければならない。

3 町長は、第1項の事業計画変更等承認申請書を受理した場合は、変更内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認するときは、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金計画変更承認通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

4 町長は、前項の審査の結果、計画の変更を承認しないことを決定したときは、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金計画変更不承認通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日（補助対象設備の保証開始日又は補助対象設備の購入及び設置工事の支払いが完了した日のいずれか遅い日）から起算して60日を経過する日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書（様式第8。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の購入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備及び補助対象設備を設置した場所のカラー写真（設置状況、補助対象設備本体並びに補助対象設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

- (3) 補助対象設備の保証書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第10条 町長は、実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第9）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。）は、通知があった日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書（様式第10。以下「交付請求書」という。）を町長に提出し、町長は、この請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 補助金交付確定者が交付請求書を前項に規定する期日までに提出しなかったときは、補助金を受ける権利は自動的に失効し、第8条第2項の申出があったものとみなす。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助金交付確定者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用に努めなければならない。

2 補助金交付確定者は、町長の指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）において、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供並びにその他変更（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 財産処分制限期間は、8年とする。

4 補助金交付確定者は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金処分承認申請書（様式第11）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 補助金交付確定者は、前項の規定による承認を受けた場合において、財産処分

制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、町長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

7 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の決定内容及びその他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第8条第2項の規定による交付申請の取下げの申し出があったとき。

(4) 第11条第2項の規定により補助金を受ける権利が失効したとき。

(5) 前条第2項の承認を受けずに補助対象設備を処分したとき。

(6) 補助対象設備の財産処分制限期間の期間において一般利用を可能としたものに制限をかけた等の使用条件を変更したとき。

(7) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付確定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は財産処分制限期間を月数に換算したものからすでに使用した月数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の返還を東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金返還請求書（様式第12）により請求するものとする。

2 補助金交付確定者は、前項の期限までに返還しないときは、当該請求金額に東郷町債権管理条例（平成25年東郷町条例第4号）第7条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

(期日の特例)

第15条 第7条第2項に規定する交付申請書又は第9条第1項に規定する実績報告書の提出期限の期日が休日に当たるときは、その日後、最初に到来する休日でない日を期限とみなす。ただし、第11条第1項に規定する交付請求書の提出期限が休日に当たるときは、当該年度の最後に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。

(協力)

第16条 町長は、補助金交付確定者に対し、必要に応じて補助対象設備の利用状況に関するデータの提供その他の地球温暖化防止に必要な町の取組に協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた補助金交付確定者は、やむを得ない場合を除き、協力するよう努めるものとする。

(補助対象事業の公表)

第17条 町長は、補助金交付確定者のうち一般利用を可能とした補助対象設備を設置する事務所等の名称、所在地、補助対象設備の種類その他必要と認める事項について、それらの事項を公表することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象設備	補助対象設備の一般利用の可否	補助金の額
普通充電設備	可能	補助対象経費×1/2 (上限10万円)
	不可能	補助対象経費×1/2 (上限5万円)
急速充電設備	可能	補助対象経費×1/2 (上限100万円)
	不可能	補助対象経費×1/2 (上限50万円)

別表第2（第7条関係）

申請者	申請者種別	添付すべき書類
補助対象設備を集合住宅以外に設置する者	個人の場合	本人確認書類の写し及び建物登記事項証明書（3か月以内に発行のもの）
	法人の場合	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内に発行のもの）
補助対象設備を集合住宅に設置する者	個人の場合	本人確認書類の写し及び建物登記事項証明書（3か月以内に発行のもの）
	管理会社等の法人の場合	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内に発行のもの）

	管理組合の場合	組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 及び組合の定款又は管理規約
--	---------	---

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 所在地
事業所等名
代表者名
電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助対象設備の設置場所	東郷町
申請者の主な事業内容	
補助対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 <input type="checkbox"/> 急速充電設備
補助対象設備のメーカー	
型式、型番	
設置工事開始予定日	年 月 日
設置工事完了予定日	年 月 日
補助対象経費 (消費税抜)	円
補助金交付申請額	円
設置工事開始予定日	年 月 日
設置工事完了予定日	年 月 日

補助対象設備設置調書及び添付資料については、別紙のとおり

別紙1 補助対象設備設置調書

1 事業所等の主な営業時間又は稼働時間（集合住宅は記載不要）

月曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
火曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
水曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
木曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
金曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
土曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
日曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
祝 日： 終日 午 時 分～午 時 分

2 事業所等の主な充電可能時間

月曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
火曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
水曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
木曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
金曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
土曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
日曜日： 終日 午 時 分～午 時 分
祝 日： 終日 午 時 分～午 時 分

3 一般利用の可否

利用可能 利用不可能

4 一般利用の料金（一般利用を可能とした場合のみ）

無料 有料（ あたり 円）
 課金システムによる（課金システム名： ）

5 1と2の時間が異なる場合、その理由（一般利用を可能とした場合のみ）

6 一般利用の方法（一般利用を可能とした場合のみ）

別紙2 交付申請添付書類

(1) ア 補助対象設備を集合住宅以外に設置する者

個人の場合

本人確認書類の写し及び建物登記事項証明書

(3か月以内に発行のもの)

法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(3か月以内に発行のもの)

イ 補助対象設備を集合住宅に設置する者

個人の場合

本人確認書類の写し及び建物登記事項証明書

(3か月以内に発行のもの)

管理会社等の法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(3か月以内に発行のもの)

管理組合の場合

組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び組合の定款又は管理規約

(2) 工事契約書又は売買契約書の写し

(3) 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）

(4) 建物所有者の同意書（申請者と建物等の所有者が異なる場合のみ）

(5) 住民総会での決議を証する書類又は理事会で合意されたことを証する書類（分譲されている集合住宅に補助対象設備を設置する場合のみ）

(6) 設置する補助対象設備の型式、型番、出力等の規格がわかる書類

(7) 補助対象設備を設置する場所の位置図及びカラー写真

(8) 工事計画平面図（補助対象設備の設置場所が分かり、敷地内の位置関係が分かるもの）

(9) その他町長が必要と認める書類

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 7 条第 5 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付における注意点
 - (1) 補助金交付申請書の内容を変更される場合は、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書（様式第 4）を、設置を中止される場合は、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金申請取下げ申出書（様式第 5）を町長へ提出してください。
 - (2) 補助対象事業が完了した日から起算して 60 日を経過する日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書（様式第 8）を提出してください。
 - (3) その他

様式第 3（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 7 条第 6 項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4（第8条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 所在地
事業所等名
代表者名
電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助金について、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金交付申請内容の変更の承認を申請します。

記

1 金額変更の有・無

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

別紙（変更内容の分かるもの）

様式第5（第8条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申出者 所在地
事業所等名
代表者名
電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助金について、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申請を取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 取下げ理由

様式第 6（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金の変更については、申請のとおり承認しましたので、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

様式第7（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金事業計画変更等不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金の変更については、下記の理由により補助金交付申請内容の変更を不承認と決定したので、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

理 由

様式第8（第9条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 所在地
事業所等名
代表者名
電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書

補助対象事業を 年 月 日に完了しましたので、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定通知書番号	年 月 日付 第 号
2 補助対象設備設置場所	東郷町
3 補助金交付申請額	金 円
4 添付書類	別紙のとおり
私は、上記補助金交付申請の審査資料として町税等の納付状況について、町担当職員が公簿等により確認することを承諾します。 年 月 日 事業所等所在地 事業所等名 代表者名 印	

添付資料については、別紙のとおり

別紙 実績報告添付書類

- 補助対象設備の購入に係る領収書の写し
- 補助対象設備及び補助対象設備を設置した場所のカラー写真（設置状況、補助対象設備本体並びに補助対象設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
- 補助対象設備の保証書の写し
- その他町長が必要と認める書類

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 補助金交付における注意点
 - (1) 補助対象設備をその財産処分制限期間、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な管理に努めてください。
 - (2) 補助対象設備の財産処分制限期間の期間において当該補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金処分承認申請書(様式第11)を提出し、その承認を受けてください。
 - (3) 東郷町補助金等交付規則第14条又は東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第13条の規定により補助金交付の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金の一部又は全部を返還していただきます。

様式第10（第11条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

請求者 所在地

事業所等名

代表者名

電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書

下記のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
	口座番号	普通 NO. 当座	
	口座名義人	フリガナ	

記入上の注意

- 1 金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
- 2 必ず、申請者本人名義の口座をご記入ください。
- 3 口座内容の確認できる書類（通帳見開きコピー等）を添付してください。

様式第 1 1 (第 1 2 条関係)

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 所在地

事業所等名

代表者名

電 話

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金処分承認申請書

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助対象設備を設置した所在地

東郷町

2 補助金の交付を受けた者の氏名

3 処分の方法

4 処分の時期

年 月 日

5 処分の理由

様式第12（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長

東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金返還請求書

年 月 日付 第 号で交付した東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金については、東郷町電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり返還請求します。

記

- 1 返還請求金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還請求理由